



発行所 岡垣町役場 責任者 岡垣町長 俵口静江 印刷所 有限会社 大和印刷所 電話 東郷 27番

目次
○議会だより 1頁
○選挙結果報告 1頁
○子供会の育成会結成について 2頁
○青少年保護育成運動 2頁
○善行児童の表彰 2頁
○社会福祉協議会へ香典返しを寄贈 2頁
○「税の相談日」開設 2頁
○勤務先預金通帳は 2頁
○新入学生数 2頁
○水稻病害虫の航空防除 3頁
○民法(抄五) 3~4頁
○馬頭観音像 4頁

議会だより

第一回定例町議会継続議事を三月二十七日午前九時四十分、岡垣町議会議事堂に召集し、次の議案を議決した。

議案才三〇号

昭和三十七年度岡垣町歳入歳出追加更正予算書

○追加更正予算額六百拾六万七千五百五拾円也

計 壹億六千六百六拾壹万七千八百四拾九円也に原案通り議決

議案才三一號

昭和三十七年度岡垣町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算書

○追加更正予算額壹百九万四千円也

計 壹千参百八拾七万七千円也に議決

議案才三二號

昭和三十七年度岡垣町特別会計簡易水道事業歳入歳出追加更正予算

○追加更正予算額四拾六万四千円也

計 貳百八拾九万貳千貳百円也に議決

議案才三三號

昭和三十七年度岡垣町特別会計

農業共済事業歳入歳出追加更正予算書

○追加更正予算額参万貳千八百円也

計 参百八拾九万壹千参百円也に議決

議案才三四號

町有離合場所の廃止について

○吉木字出口二、二〇七番地一、二坪を現在の射撃場建設の際、芦屋福岡線がせまく大型車輛の通行が困難なため、四方所の離合場所を設置していたが、現在はその必要性がなくなったので全力所取除いているのに、その内一カ所が土地改良事業により誤って岡垣町有道路となつてい

るので、用途廃止するため、町議会の承認を求めた。

議案才三五號

芦屋町外二カ村競艇施行組合規約の一部変更について

○右規約中、岡垣「村」とあるを町にあらためた。

計 参百八拾九万壹千参百円也に議決

議案才三六號

岡垣町道路線の認定について

○昭和二八年土地改良事業の一端として、農道として、新設した吉木堀毛一〇九一の一番地よ

り高倉東田五八六の三迄延長、一、二二〇米巾員、五米を町道として認定した。

議案才三七號

選挙管理委員補充員の選挙について

○選挙管理委員不破英三氏が辞任されたので、補充員石田岩雄氏が委員に、尚補充員として戸切二、〇二七番地の石田健蔵氏を選挙した。

才五回臨時町議会を五月四日午前九時四十分召集し、次の議案を議決した。

議案才三八號

議長選挙について

○東松原 平井政秀議員

議案才三九號

副議長の選挙について

○榊塚、田原繁城議員

議案才四〇號

議席の決定について

一番田原繁城 二番梶原伝吉

三番林 昌木 四番河原安八

五番佐藤五郎 六番木原寿雄

七番石田甚十 八番広渡禎男

九番太田金平 十番石田義麿

十一番廣渡松雄 十二番麻生一雄

十三番村上 武 十四番小早川亨

十五番占部二夫 十六番木原善次

十七番川原清彦 十八番平井政秀

議案才四一號

監査委員の選任について

○戸切 林昌木議員

選挙結果報告
四月には参議院議員補欠選挙福岡県知事選挙、岡垣町議会議員選挙が執行されたが、結果は次の通りであった。

一、参議院議員補欠選挙

(四月九日執行)

小宮市太郎 一、五六〇票

栗山 清志 二〇三票

安部 正 二五二票

無効投票 一一二票

投票総数 二、一二七票

投票率 二七、二八%

二、福岡県知事選挙

(四月十七日執行)

う崎 多一 三、二一六票

鬼丸 勝之 二、一一七票

無効投票 四五票

投票総数 五、三七八票

投票率 六七、九二%

三、岡垣町議会議員選挙

(四月三十日執行)

木原寿雄 四三七票(五〇)

高山丑松 二五〇票

太田金平 三三七票

梶原伝吉 三八九票

川原清彦 三七六票(七)

田原繁城 三九五票

林 昌木 二六四票

広渡松雄 二七一票(九)

広渡禎男 二八九票(六)

占部二夫 三七四票

村上 武 五三五票

平井政秀 四三六票

木原善次 三〇九票(八)

石田義麿 三二七票(九)

石田甚十 三四九票(五)

河原安八 三四〇票(三)

麻生一男 三一七票

小早川亨 三〇〇票

宮内ヌイ 二二一票

佐藤五郎 三五四票

小川八郎 一七〇票

大坪鉄市 五九票

無効投票 三六票

投票総数 七、一三九票

投票率 九〇、〇〇%

選挙管理委員会



子供会の育成会結成について

子供会とは、子供の為に結成された組織であり、子供によって運営される集団であるが、真の子供会、或いは発展する子供会とは

「子供達の集り」と、常に子供達に接触し、子供達が積極的に自分達の組織を運営していくことができるよう指導助言を与えてやる「指導者」と、会場を提供し、活動用具や経費等について配慮してやる「育成会」の三者が必要であるし、この三つを合せたものを子供会という。

今まで「子供会」が割に発展しなかった大きな理由として、「育成会」の組織がなかったことが挙げられるが、四月十八日区長さん婦人会の方に寄って頂き地域ぐるみの育成会を作って頂くようお願いした。

- 一、私たちの子供会は〇〇子供会といて、〇〇さんの家に事務所をおきます。
- 二、私たちの子供会は次の事を実行します。
 - (1)、みんな心を合せ楽しい生活を送ります。
 - (2)、みんなのちえを集めて子供の文化を高めます。
 - (3)、みんなの力を固めて社会のためにつくします。
- 三、私たちの会には次の役員を

- おきます。
 - (1)、会長さん一名、副会長さん一名、書記さん一名、会計さん一名。

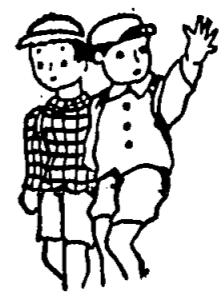
- ※会長さん副会長さんはせんきよできめます。
- (2)、書記、会計さんは会長さんがきめます。班長さんをおくときは、班で話し合ってください。
- (3)、会長さんは子供会の全部の責任をもちます。副会長さんは会長さんを助け、会長さんがおられないときは、そのかわりをします。

書記さんは子供会のきろく会計さんはお金の出し入れをします。班長さんは自分の班の責任をもちます。

- 四、私たちの子供会は次のような会を開きます。
 - 班の会 (月〇回開きます)
 - 班長さんが世話します。
 - 自分の班の計画を立てます
 - 役員会
 - 班できめたことや、子供会ぜんたいのことを話し合います。

- 五、私たちの子供会に次のような班をおきます。
 - 例 (地域的班組織)
 - (趣味的班組織) 紙芝居、幻灯、歌ゲーム、図書班、作業等の班など。
- 六、私たちの子供会に次のような部をおきます。
 - 例 そろばん部、音楽部、演劇部、野球部、図書部、園芸部、新聞部
- 七、私たちの子供会では次のようなことをします。
 - 〇音楽会、読書会、社会見学
 - 〇道路そうじ、交通せいり、植樹
 - 〇早起き会、ラジオ体操、遠足会
 - 〇紙芝居、幻灯、歌、ゲーム
 - お話、劇
 - 〇その他
- 八、私たちの子供会での費用は次のようになります。

- (1)、会費月〇円、毎月〇日にあつめます。
- (2)、費用の支出は皆で話しあってください。
- (3)、育成会の方々に相談します。なるべく費用のかわらないようにします。
- 九、このきやくをかえるときは全会員で話し合います。
- 十、このきやくは〇月〇日からはじめます。



青少年保護育成運動

期間、四月一日より、来年三月三十一日まで
国、県、町村青少年問題協議会の主催により、本年度はとくに次の目標を掲げ、国民の活力の源泉である青少年の保護育成をはかる。

- ### 運動目標
- 一、家庭教育による公徳心の高揚
 - 二、勤労青少年の保護育成と教育機会の充実
 - 三、児童生徒の非行防止と生活指導の促進

善行児童の表彰

岡垣町児童福祉審議会は、学校の協力を得、子供の日を祝し児童福祉週間を記念するため、児童、生徒の図画、習字を公民館に展示し、左の善行者を表彰する。

- 内浦校 六年 河原利行
- 吉木校 六年 太田良幸
- 戸切校 六年 石畑則子
- 岡中 三年 江草末雄

社会福祉協議会に

香典返しを寄贈

- 金一封
- 吉木 畠中文昭氏より
- 父 畠中文夫氏の香典返し昭和三八年四月一五日死亡

★「税の相談日」開設

毎月五日 (五日、十五日、二十五日)
全国税務署で、五月から五日 (当日が日曜、祭日の時は翌日) を「税の相談日」に決め、納税者の相談に応じています。相談は総て匿名相談で、住所も氏名もたずねません。気軽に御利用下さい。

★勤務先預金通帳は

今年四月一日から、一冊に印紙税十円が課税されます。

人道をささえて赤十字百年 今年こそ一人は赤十字社員になりましょう。

社会保険もなく国民健康保険にも加入していない人は、至急岡垣町国民健康保険に加入して下さい。



新入学生数

町内各小学校は四月五日、岡垣中学校は四月六日に入学式を挙行したが、新入学生数は次の通り。

- 内浦校 四五名
- 吉木校 五五名
- 山田校 一二七名
- 戸切校 一九名
- 岡垣中学 三二二名

水稻病虫害の航空防除

最近における稲作の作付体系の変化、例えば早期栽培、準早期、晩期、二期作栽培や、栽培法の改善例等は、直播栽培等によって、病虫害の発生様相が、複雑多岐となり、過去に於いて殆んど問題にならなかつた萎縮病等が近年猖けつするようになった。

一方薬剤が発達するにつれて、害虫の抵抗性の問題が云々され更に防除組織の面に於いても、部落個々について、考察してみると、農家労働力の不足、或は兼業農家の増加等により、共同防除組織の乱れを生じつつある現状で、今後の病虫害防除は、大型防除機による防除効果を高め、収益の向上と、防除費、及び防除労力の節約等、常に経済的に立脚して、実施すべきであり、これが為には大規模の施設を中心として、適正な共同防除組織が具体化されることが強く要請されて居る。近年全国的に防除の大規模化の一環として採用されて居るヘリコプターによる農薬の空中撒布は昭和三十三年一〇〇〇ha、三十四年四、五〇〇haとのび昨年は二六六、五六四haに及んでいる。

福岡県に於いては、昨年遠賀村一、〇二〇ha、甘木市二九三haを実施している。昨年度実施した遠賀村、甘木市でも実施予定日における豪雨等で実施期日を延期し、長期間に亘り、やっとの思いで二化めい虫、一化期及び、ウンカ、ヨコバイ類に対する農薬の空中撒布を完了して居る。

この両市町村の成果が極めて良好であったため、本年度に於いては、遠賀村、甘木市は勿論、三輪町、太刀洗町、小郡町、前原町、二丈村、豊前市、夜須町、田主丸町をはじめ、本町の近隣では、芦屋町、中間市等六、八七〇ha近くが実施計画中である本町に於ても近隣遠賀村、芦屋町、中間市等と数回協議を繰返し、本年度を期し、実施計画を進めて居る。山間部、又はその他の障害で実

施困難と思われる上畑、海老津小局、上戸切、西黒山、湯川、波津、原、内浦、上高倉等を除外した概ね四〇〇haは是非実施したいものと考え、防除組合長農業組合長さんの会議を数回召集して、検討した結果、先に書いた部落以外ではほぼ実行できる見通しがついた。

空中撒布の経費については、遠賀村等の昨年の実績を見ると、大体反当四五〇円程度と想定されるが、本町の場合は町より補助金を若干支出する予定であるのでこれより下廻る見込である。

尚本町の空中撒布については、今後更に綿密な実施計画の検討を必要とするが、農林省振興局の空中撒布基準を参考までに紹介したい。

空中撒布の基準

- 一、使用機械
ベル四七—G1。四七—G、及び四七—G2ヘリコプターを使用する。
- 二、撒布装置
農林省水産航空協会撒粉装置検定委員会で、実用性を認定したもの。
- 三、農薬
(1)種類 登録済農薬で、地上撒布試験によって有効な、農薬で特定毒物に指定されない農薬。
(2)撒布量 一口a当り二kg以上
(3)撒布回数、地上撒布に準ずる。
- 四、適用範囲
二化めい虫、いね紋枯病、いもち病、いね萎縮病(ツマゲロヨコバイ) いねしまはがれ病(ヒメトビウンカ) いねくろすじいしゅく病(ヒメトビウンカ)その他

五、撒布飛行諸元

- ①飛行速度 48km時ないし56km時
- ②飛行高度 作物上三〜八m
- ③飛行間隔 一八mを基準とする。
- ④吐粉量

撒布量と飛行速度 別薬剤吐き出し量

撒布量 Kg/10	速度 Km /時	速度 48 /時 Kg/分
	2.0	34.4
2.5	43.0	36.9
3.0	51.6	44.3
3.5	60.2	51.7

但し撒布巾を一八mとした場合

六、気象条件

- ①風速 地上一・五mの位置の風速が3日/秒以上の場合は撒布しない。
- ②上昇気流、強い時は中止
- ③雨、地上撒布に準ずる。

七、その他

であるが、未だ実施の決定がなされていない山田区等の問題が残っているが、苗代期も切迫して居ることであるし、撒布時期の統一のため、或る程度田植時期の調整等の問題で早急にこれらの解決を迫られている。

又、遠賀村で行なった場合の問題点であった撒布経費の徴収、動植物等の被害の問題等もあって、実施前に充分に検討しなければならぬが、前に述べたような農業、農村のあり方から、航空防除を実行することはさげがたい昨今の状況であることを、農家の皆さんに了解して戴いて、何卒このごん新で、しかも劃期的な事業に御協力下さることを切にお願い致します。

農業振興課

追 録

五月八日農林事務所管内の航空防除実施予定市町村の打合会を開催した結果、水巻町は本年は見送る事になり、概ね左記の事を申し合わせた。

- 一、実施予定面積及実施予定日

- 遠賀村 一、〇一八ha
 - 七月六〜七、八、九、一〇日
 - 中間市 二二〇ha
 - 七月六〜七日
 - 芦屋町 三〇ha
 - 七月六日
 - 岡垣町 三五〇ha
 - 七月四〜五、六日
- 薬剤撒布は田植後五〜七日を

理想とするが、天候の関係で不可能な場合もあるが、効果は特別に変らない。

撒布時間は朝五時頃から十時頃までの予定。

右のような計画であるので、苗代時期、田植時期を調整して戴きたいと思致します。

二、薬剤の種類

B・S粉剤(B・H・C④⑤⑥⑦) プン混合剤)

西瓜等瓜類には薬害があるので特殊な地帯、例えば野間等にはD・M粉剤(D・D・T④) マウソン粉混合剤)の使用を予定している。

三、その他

みつばち等には薬害があるので移動の計画をたてて戴きたい尚詳細については米月号町報に計画書をのせる予定です。

民法 (抄五)

才五編 相続

第七章 遺言

才九十六条 遺言は、この法律に定める方式に従わなければならないことができない。

才九六一条 満十五才に達した者は、遺言することができる。才九六七条 遺言は、自筆証書公正証書、又は秘密証書によつてしなければならない。(特別の場合もある)

才九六八条 自筆証書によつて遺言するには、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書しこれに印をおさなければならぬ。

自筆証書中の加除、その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を附記して特にこれに署名し且つ、その変更の場所に印をおさなければその効力がない。才九六九条 公正証書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

- 一、証人二人以上の立会があること。
- 二、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
- 三、公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び(四頁下三段へ続く)



海蔵寺の馬頭観音像

馬頭観音像

内浦の海蔵寺(臨済宗系禅寺)に馬頭観音像が本尊としてまつてある。

一頃「住職の許可なく本尊をおがむと、仏罰があたり、目が見えなくなったり、頭がくるったりする」と新聞で騒がれたし最近まで五十年に一回しか御開帳がなく、一生のうち一度本尊をおがむことが精一杯だったそう。檀家は十二、三軒しかないが、檀家の人が「折角靈驗あらたかな仏様をおがめないようでは」と宗寺に相談したところ心よく承諾うけ、今では毎年二月十八日に御開帳があつてい

本年四月二十日、九大の谷口教授、県社会教育課筑紫先生等重要文化財の調査に米られたので、海蔵寺の管理者、芦屋の禅寿寺さんにおがんで頂き、調査がある。当寺にある馬頭観音像は、立膝ですわっておられ、その高さ六三厘、木造で、手足等つき合せて作つてあるが、六本の手が非常に自然に作られていて、調査の先生も激賞しておられた。又全身黒の塗料がぬつてあるが肩からかけられた袈裟には金で唐草模様を画いてあり、見事な出来ばえ、目は非常にするどいが、水昌愷で、ひとみの淵が赤で隈どられた精巧なもの。調査者の話では、室町年代、五百年位の作だろう。県文化財の指定も難なく通るだろうとのこと。

海蔵寺本堂正面に、小さな木製うるし塗の額が掲げてあり、

(三頁より続く)

び証人に読み聞かせること
四、遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後各自これに署名し、印をおすこと。

但し遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を附記して署名に代えることができる。

五、公証人が、その証書は前四号に掲げる方式に従つて作つたものである旨を附記して、これに署名し、印をおすこと。

九十九条 秘密証書によつて遺言するには、左の方式に従わなければならない。
一、遺言者が、その証書に署名し、印をおすこと。

二、遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章を以て、これに封印すること。

三、遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨、並びにその筆者の氏名、及び住所を申述すること。

四、公証人が、その証書を提出した日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印をおすこと。

九七六条 疾病、その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするとき、
一、遺言者が、その証書に署名し、印をおすこと。
二、遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章を以て、これに封印すること。
三、遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨、並びにその筆者の氏名、及び住所を申述すること。
四、公証人が、その証書を提出した日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印をおすこと。

きは、証人三人以上の立会を以て、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをする事ができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印をおさなければならない。

前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人、又は利害関係人から家庭裁判所に請求して、その確認を得なければその効力がない。

家庭裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

千四條 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後も同様である。

前項の規定は、公正証書による遺言には適用しない。

封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人、又はその代理人の立会を以てしなければならない開封することができない。

千二十八條 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受ける。

一、直系卑属のみが相続人であるとき、又は直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一。

二、その他の場合には、被相続人の財産の三分の一

(民法おわり)

